

2024年11月

年度末サプライヤー通信

弊社サプライヤーの皆様には日頃より貴重なご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

エクソンモービルコーポレーションでは、自社及び関係会社のビジネスプラクティスに関する徹底的な見直しを定期的実施しております。その見直しの一環として、エクソンモービルとの、又はエクソンモービルのために従事する業務活動における適切な行為・振る舞いに関して当社が求める基本要素事項について、物品やサービスを提供するサプライヤーの皆様とのコミュニケーションをとることが大切であると考えています。当社は、長年にわたり培ってきた『倫理規定』(Ethics Policy)及び『業務遂行基準』(Standards of Business Conduct)に定められるその他の原則に従って、最高水準の業務を遂行することを目的として運営しております。つきましては、サプライヤーの皆様におかれましても同様の水準に従って業務を遂行されるようお願いいたします。当社の行動基準は、安全、契約発注、各個人の業務上の行動、適用される全ての法令の遵守、十分な内部統制及び全取引の適切な記録・報告を網羅しています。

『エクソンモービル サプライヤー基本要素事項』(Exxon Mobil Supplier Expectations)にも記載のとおり、エクソンモービル及び弊社サプライヤーの皆様が全ての適用法令を遵守するとともに、財務上の全ての決済、報告書及び請求書がエクソンモービルとサプライヤーの皆様との間の取引を正確に反映していることが要求事項となっています。特に、当社が運営している米国その他各国における腐敗行為防止法、独占禁止法及び貿易法を遵守することが求められています。エクソンモービルの社員の中に、適用法令や『腐敗行為防止法、独占禁止法及び国際業務に関する方針』(Anti-Corruption, Antitrust and International Operations Policies)をはじめとするエクソンモービルの各方針に違反するような行為をサプライヤーの皆様に対して要求する権限を与えられている者は一切おりません。エクソンモービルの従業員及びサプライヤーの皆様は、エクソンモービルの事業又は業務を行う上で、政府機関の職員、代理人若しくは仲介者、民間企業又は個人に対して、ファシリテーションペイメントを含む不適切な支払を行う権限を一切与えられていません。

もう一つの重要な行動基準として、贈答品・接待などの授受に関する方針が挙げられます。エクソンモービルと事業を行う者又はエクソンモービルのために事業を行う者は、個々の状況に応じた適切な判断に基づいて行動することが求められています。不正な便宜を得る目的で実施される贈答品・接待の提供は認められていません。エクソンモービルの従業員は、当社とビジネスを行っている、又は行うことを望んでいる個人、企業その他の団体から、名目的な価値を超える贈答品や特別な取り計らい、華美又は頻繁な接待を受けることを禁じられています。同様に、第三者に贈答品を提供するような状況はエクソンモービルでは基本的に想定されていませんが、サプライヤーの皆様が、エクソンモービルのために業務を行う際に、例外的であります。第三者に適切な贈答品や接待を提供する場合には、慎重な対応を心掛けてください。サプライヤーの皆様は、政府機

関の役職員とのビジネス上の接触を伴う活動を腐敗行為防止法や上記エクソンモービルの基本要項を完全に遵守して実施するように、十分な対策を講じて、適切な方針・手続及び内部統制を整備することが求められています。そのような体制がまだ整備されていないサプライヤーの皆様は、できるだけ早急にご対応願います。

エクソンモービルは人権を尊重することを確約しており、サプライヤーの皆様にも同様の確約を求めています。人権に関する当社の[サプライヤー基本要項](#)の一つとして、次の主要な国際的な人権保護の枠組みに従って、事業活動及び経営活動を行うことが求められています。

- 国際労働機関（ILO）によって1998年に採択された『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』（Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work : 児童労働と強制労働及び職場内差別の撲滅、結社の自由の承認、並びに安全かつ健康な労働環境）
- 2011年に国際連合で承認された『ビジネスと人権に関する指導原則』（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights : UNGP）

エクソンモービルでは、当社の従業員、契約業者の従業員その他のエクソンモービルの敷地や建物・施設に立ち入る全ての者にとって安全で、健康かつ生産的な職場環境を提供するよう努めております。当社は、契約業者の皆様は、アルコール及び薬物に関するプログラム（少なくとも契約で合意されている要件を満たすもの）の整備と実施を要求しています¹。以下に限定されるものではありませんが、契約業者の皆様は、プログラムの実施には、次の事項を含める必要があります。

- 1) 契約業者の従業員による（業務時間外を含む）会社敷地内での禁制品（アルコール、医師の処方なく又は処方や用法・用量の指示に反して使用される健康を害し得る処方薬、市販薬又は植物薬等の薬物を含む）の使用、所持、売買、製造、流通、隠蔽又は運搬の禁止
- 2) (i) 禁制品の検査・梱包・保管するため、又は禁制品を注入・摂取・吸入その他方法により体内に取り入れることを目的として使用又は意図されているアルコール／薬物関連の器具、及び (ii) アルコール／薬物検査の検体の希釈、置換又は粗悪化或いはアルコール／薬物検査作業の妨害を目的として使用又は設計された器具又は物質の禁止
- 3) 契約業者のプログラム又は契約書の別紙に定められたアルコール／薬物に関する要件に違反した契約業者の従業員の業務活動からの除外
- 4) 薬物及びアルコールに関係して適用される全ての法令の遵守

¹ Denbury Onshore, LLC、Pioneer Natural Resources USA, Inc.又は Pioneer Water Management LLC のベンダー各社のうち、ExxonMobil Global Services Company とのサービス基本契約書（Master Services Agreement）を新規締結されていない方は、該当する既存契約書に定められている薬物とアルコールの要件をご参照ください。

アルコール及び薬物の検査パネル（スクリーニング及び確定用のカットオフ値を含む）について、エクソンモービルとの間の契約に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』に規定されている場合、以下の事項を遵守すること。

A)契約書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』において、アルコール及び薬物検査が少なくとも米国連邦運輸省の検査パネルに準拠するよう要求されている場合、i) 米国連邦運輸省の薬物検査パネルの基準を満たす検査パネル、ii) 米国連邦運輸省の検査パネルより厳格な検査パネル、又はiii)エクソンモービルの薬物検査パネル、の中からいずれかを選択して採用することが認められています。但し、上記検査パネルのいずれかが現地法に違反する場合はこの限りではありません。

B) 契約書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』において、アルコール及び薬物検査が少なくともエクソンモービルの検査パネルの基準を満たすよう要求されている場合、i) エクソンモービルの検査パネル、又はii) エクソンモービルの検査パネルより厳格な検査パネル（スクリーニング及び確定用のカットオフ値を含む）のいずれかを採用できます。但し、上記検査パネルのいずれかが現地法に違反する場合はこの限りではありません。

上記の情報は、既存の契約書に記載されている関連する事項の明確化を目的としてのみ提供されているものであり、契約上の新たな義務を発生させるものではありません。本書の英語版において大文字で始まる用語の意味は、『アルコール及び薬物に関する別紙』に定める定義によるものとします。

貴社が米国外で組織された法人であっても、世界各国のエクソンモービルの関係会社に物品又はサービスを提供する際には、米国人が取引できない事業体、団体、個人又は船舶と取引をすることや、米国人が取引できない物品又はサービス（例えば、米国による包括的な制裁対象国において製造又は産出された物）をエクソンモービルに対して提供することは一切禁じられています。現在、米国による包括的な制裁の対象となっている国・地域として、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア並びにウクライナの非政府管理地域が挙げられます。また、米国では、米財務省 外国資産管理局による『特別指定国民・凍結者リスト』（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List；以下「SDNリスト」）に含まれる個人、事業体又は船舶（一人又は複数の特別指定国民が直接的又は間接的に、単独又は共同で50%以上所有する事業体や船舶を含む）に対しても包括的な制裁を科しており、ロシア及びベネズエラに対してはより限定的な制裁を科しています。エクソンモービルでは、サプライヤーの皆様に対して、現在適用されている制裁及び輸出規制（関連する欧州連合、英国、その他の制裁及び輸出規制も含む）を遵守して頂くとともに、世界各国でエクソンモービルの関係会社に物品又はサービスを提供するにあたって、制裁の対象となっている者と取引したり、米国人が取り扱うことのできない物品又はサービスをエクソンモービルに供給したりすることを差し控えて頂くよう、お願いしております。制裁の対象とされている事業体、団体、個人又は船舶について懸念がある場合は、当該事項を専門とする弁護士にご相談ください。

エクソンモービルでは、巧妙化するサイバー攻撃に伴って高まるリスクに対応するべく、情報管理のための十分な保護体制を整備することにより、自社コンピューターネットワークの防御や法規制に準じた個人情報の保護をはじめとしたデータ保護対策を徹底しております。

日々進化する新たなサイバー攻撃のリスクから各社の管理下にある情報（電子情報か書面情報かを問いません）と情報システムを保護するための適切な措置を講じることは、当社からの要求事項であり、本書によりあらためてサプライヤーの皆様にご利用いただき、これらの実施をお願いいたします。専門家による指導とベストプラクティスに従って、適切なデータ保護及びサイバーセキュリティ措置を講じてください。

万一、エクソンモービルに関連する情報の侵害が疑われる場合は、速やかにその状況を当社までご報告ください。差出人がエクソンモービルと思われる電子メールを受領したものの、それが本当にエクソンモービルから発信されたものか疑われる場合は、当社までご連絡ください。また、フィッシング攻撃その他コンピューターシステムを破損し得る不審な添付ファイル又はリンクを含む電子メール等の人的ミス（不注意）に付け込むサイバー攻撃への注意を喚起するための研修を含め、サイバーセキュリティに関する定期的な社員研修の実施もお願いいたします。

世界の至る所で、情報の保護やデータプライバシーに関連する法律が導入され、個人情報を含む各種の情報の収集と処理を規制する国が増えています。こうした法律は、かかる情報がどのように収集かつ保管されるかのみでなく、使用目的についても規制しています。加えて、多くの国では、個人情報の国境を超えた移転又は第三者への移転について特別の規制があります。

エクソンモービルは、自社従業員、契約業者、サプライヤー、顧客その他エクソンモービルと取引を行う第三者の個人情報の保護に取り組んでおります。貴社において、当社との合意に従って使用される全ての個人情報の安全性を確保するための十分な対策を講じ、データプライバシーに関連する法令への遵守を確保するための内部統制や手続を整備することが求められています。かかる体制をまだ整備していないサプライヤーの皆様は、できるだけ早急にご対応願います。

また、競争入札手続において不正に取引を獲得する目的で、機密情報の提供をほのめかしてサプライヤーに近づこうとする違法な情報ブローカーにもご注意ください。そのような行為は違法であり、認識した場合には報告してください。

サプライヤーの皆様は、エクソンモービルのプロジェクトに関連して又はその敷地内で貴社のために従事する全ての下請業者に上記の基本要求事項を周知する義務を負うものとし、

最後に、全ての財務データが完全かつ正確に記録され、エクソンモービルに対する全ての請求書は、価格、支払条件その他エクソンモービルとの契約に記載されている条件を正確に反映していなければなりません。

エクソンモービルは、契約その他の発注が公正になされるように努めています。万が一それに反するような状況が見受けられる場合、若しくはその他の懸念がございましたら、エクソンモービルまでご連絡ください。

エクソンモービルの業務遂行基準についてより良くご理解頂くため、貴社組織内でエクソンモービル又はその関係会社と業務上の関係を有する方々にも本書を配布して注意を促して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

上記業務遂行基準の適用についてご質問やご懸念がございましたら、貴社の地域担当のエクソンモービル コントロールアドバイザーまでお問い合わせください*。

地域 - 国	コントロール アドバイザー	電子メールアドレス
USA (Denbury Onshore LLC を含む)	Valencia Lee	valencia.s.lee@exxonmobil.com
USA -非在来型 (Pioneer Natural Resources USA Inc. を含む)	Kenya Reeves	kenya.r.reeves@exxonmobil.com
Canada	Talita Páez de Souza	talita.b.souza@exxonmobil.com
Argentina	Jimena Turanza	jimena.turanza@exxonmobil.com
Argentina -非在来型	Kenya Reeves	kenya.r.reeves@exxonmobil.com
Brazil	Willy Silva	willy.f.silva@exxonmobil.com
Guyana	Preya Rookhum	preya.rookhum@exxonmobil.com
Europe - All	Tomas Kasa (Acq.)	tomas.kasa@exxonmobil.com
	Gabriela Mickova (PaySo)	gabriela.mickova1@exxonmobil.com
Nigeria	Mobolaji Orisadipe	mobolaji.a.orisadipe@exxonmobil.com
	Olusoga A Sofolahan	olusoga.a.sofolahan@exxonmobil.com
Angola	Leila M Ribeiro	leilla.m.ribeiro@exxonmobil.com
Mozambique	Adrian Tolman	adrian.m.tolman@exxonmobil.com
Malaysia	Nurshafiza Zulkefli	nurshafiza.zulkefli@exxonmobil.com
Australia, PNG, Indonesia (上流 部門)	Worapan Yiampanichpak	worapan.yiampanichpak@exxonmobil.com
Indonesia (下流部門), India	Sonia Dayalu	sonia.s.deenadayalu@exxonmobil.com
AP (China, Japan, Singapore, South Korea)	Lai Li Wong	lai.l.wong@exxonmobil.com
Thailand	Setthaphol Kittiyawat	setthaphol.kittiyawat@exxonmobil.com

* もしくは、エクソンモービル社代表「ホットライン」（米国内：1.800.963.9966、米国外コレクトコール：1.346.335.6100）にお電話頂くことも可能です。

ⁱ **法人の独立性に関する通知**

エクソンモービルコーポレーションは、多数の関係会社を有し、それらの多くの社名に「エクソンモービル」、「エクソン」、「エッソ」、又は「モービル」を含んでいます。本書面では便宜上及び説明を簡略化するため、「エクソンモービル」という用語を、エクソンモービルコーポレーションのグループ会社、特定の子会社を指す略称として用いています。かかる用語は便宜上及び簡易化のために使用されるものであり、報告関係、法人格、又は法人間の関係を示すものではありません。本資料に記載される内容はいずれも、現地法人の独立性を否定するものではありません。本資料で取り上げられている業務上の関係は、必ずしも報告関係を表すとは限らず、職務上の指導関係、受託責任（スチュワードシップ）、またはサービス上の関係を示す場合があります。